

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	筑紫野市

筑紫野市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 筑紫野市環境経済部農政課
所在地 筑紫野市石崎一丁目1番1号
電話番号 092-923-1111
FAX番号 092-923-9634
メールアドレス nousei@city.chikushino.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ニホンザル、ヒヨドリ、カラス、ドバト
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福岡県筑紫野市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害金額	被害面積
イノシシ	水稲	3,689 千円	354 a
	タケノコ	1,042 千円	193 a
	野菜	千円	a
ニホンジカ	水稲	931 千円	89 a
	スギ、ヒノキ	13 千円	3 a
	麦類	千円	a
	野菜	千円	a
アライグマ	野菜	千円	a
アナグマ	野菜	千円	a
タヌキ	野菜	千円	a
ニホンザル	果樹、野菜	千円	a
ヒヨドリ	果樹、野菜	千円	a
カラス	麦類	千円	a
	果樹、野菜	千円	a
ドバト	麦類	千円	a
合 計		5,675 千円	639 a

(2) 被害の傾向

<p>・イノシシによる被害は、有害鳥獣被害調査において最も被害が大きく、市の広域にわたり被害をもたらしている。近年は市街地周辺の農地等にも頻繁に出没している。</p> <p>・ニホンジカについては、一部で山林食害が発生していたが、近年は水稲など農作物への被害も発生してきている。三郡山系で飯塚市と接する山家地区及び御笠地区の山間部で生息域拡大の傾向が見られ、今後、山林食害、農作物被害の増加が懸念される。</p> <p>・アライグマ、アナグマ、タヌキについては、住宅地域での生活環境被害に関する報告が以前から寄せられていたが、特にアライグマの被害報告に増加の傾向が見られる。被害の詳細把握には至っていないものの、近年は農作物被害においても増加しているとの報告がある。</p> <p>・ニホンザルについては、農作物への被害状況は把握できていないが、背振山系で那珂川市と接する山口地区での出没が確認されている。また、山口地区以外の山間部に近い住宅地にも時折出没し、民家の果樹を食べたり人を威嚇するなどの生活環境被害が発生している。</p> <p>・鳥類による被害は、特にヒヨドリによるブロッコリー等の食害が報告されており、渡り鳥の性質からか隔年毎に大きな被害が発生しているとの報告がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
イノシシ	被害金額	4,731 千円	3,310 千円
	被害面積	547 a	382 a
ニホンジカ	被害金額	944 千円	660 千円
	被害面積	92 a	65 a
アライグマ	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
アナグマ	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
タヌキ	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
ニホンザル	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
ヒヨドリ	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
カラス	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a
ドバト	被害金額	千円	千円
	被害面積	a	a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲対象鳥獣について、市有害鳥獣駆除班による銃器及び罠での捕獲。 ・ 農林業者の自衛捕獲や地域の取り組みへの支援として罠猟免許取得費の補助、許可捕獲の支援、筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会による箱罠の貸し出し。 ・ イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、アライグマを対象とした緊急捕獲活動支援事業。 ・ ニホンザルについては、主に住宅地等での追い払い。 	<p>有害鳥獣の個体数は増加傾向にあるとみられる。ニホンジカにおいては、生息域拡大が懸念される。</p> <p>狩猟者、駆除班員は高齢化及び減少にあることから、農林業者による自衛捕獲が重要であるが、農林業者においても高齢化が進んでいるため、地域集落全体での取組への意識醸成や体制の構築、積極的な捕獲へのモチベーション維持が課題となる。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度から令和元年度にかけて金網柵を設置。 ・ 有害鳥獣対策補助事業として、市単独の電気柵設置補助を継続して実施。 	<p>地域集落毎に設置した金網柵が順次耐用年数を経過し老朽化が著しく、大規模な再整備及び新設が必要となる。</p> <p>電気柵は、効果を保つために草刈等の適正管理が不可欠である。</p> <p>再整備、維持管理において高齢化、担い手不足が課題となる。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>放任果樹の除去、残渣整理、緩衝帯整備等についての周知。</p>	<p>管理が高齢化によりできにくくなっているが、集落全体での取り組みにまで至っていない。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>(広域連携) 本市と大野城市の鳥獣被害防止対策協議会の連携による、広域的な被害防止対策や捕獲方法の検討、情報交換を行うため設立した筑紫野・大野城地域鳥獣被害防止対策広域協議会を軸に、近隣自治体の抱える課題や有効対策等を共有する連絡体制を確立する。また、福岡農林事務所をはじめ福岡県各機関や福岡地域の広域協議会とも十分連携を図り、各対策事業の推進により地域ぐるみでの鳥獣被害対策に取り組む体制を整備し、被害を受けにくい環境づくりを目指す。</p> <p>(筑紫野市) イノシシ、ニホンジカについては、有害鳥獣駆除班による捕獲の実施と共に、農林業者の自衛捕獲を推奨し個体数の調整を図る。また、地域集落の農事実行組合等による侵入防止柵設置や自衛捕獲等の取り組みを支援し、地域ぐるみでの鳥獣被害対策に取り組む体制整備を推進する。</p> <p>アライグマについては、有害鳥獣駆除班による捕獲の実施、農林業者の自衛捕獲への支援、外来生物法に基づく防除等により連携的に対策する。</p> <p>アナグマ、タヌキについては、有害鳥獣駆除班による捕獲の実施、農林業者の自衛捕獲への支援により個体数の調整を図る。</p> <p>ニホンザルについては、今後の出没状況や被害の発生状況に注視して被害防止に努め、必要に応じ追払い等の対策を講じる。</p> <p>鳥類については、被害の発生状況に注視し、必要に応じ有害鳥獣駆除班による捕獲等の対策を講じる。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>(イノシシ、ニホンジカ) ・筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による銃器・罠を用いた捕獲。 ・農林業者の自衛捕獲の推進。 ・農事実行組合等、地域集落での捕獲の取組の推進。</p> <p>(アライグマ) ・筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による罠等を用いた捕獲。 ・農林業者の自衛捕獲の推進。 ・外来生物法に基づく防除実施計画による防除従事者の捕獲。</p> <p>(アナグマ、タヌキ) ・筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による罠等を用いた捕獲。 ・農林業者の自衛捕獲の推進。</p> <p>(ニホンザル) ・追払いを必要とする状況に応じ、市関連部署、筑紫野市有害鳥獣駆除班、筑紫野警察署関連部署、地域集落等で連携。</p> <p>(ヒヨドリ、カラス、ドバト) ・筑紫野市有害鳥獣駆除班への委託による銃器を用いた捕獲。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得費補助の実施。 ・鳥獣被害防止総合支援事業を活用した箱罠等捕獲機材の導入。 ・一部主要獣種を対象とした、緊急捕獲活動支援事業による捕獲従事者支援。 ・捕獲従事者へ情報提供、連携による効率的な捕獲実施。 ・地域の農事実行組合等との連携による捕獲実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
福岡県が策定した鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画と整合性を図りながら、捕獲実績に基づき被害軽減目標を達成するために適切な捕獲計画数の設定を行う。	
(イノシシ)	・過去3年間の捕獲実績（令和4年度838頭・令和5年度594頭・令和6年度741頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間800頭を見込む。
(ニホンジカ)	・過去3年間の捕獲実績（令和4年度110頭・令和5年度161頭・令和6年度155頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間200頭を見込む。
(アライグマ)	・過去3年間の捕獲実績（令和4年度92頭・令和5年度81頭・令和6年度77頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間100頭を見込む。
(アナグマ)	・過去3年間の捕獲実績（令和4年度37頭・令和5年度37頭・令和6年度21頭）及びさらなる被害軽減の推進を図る必要性から、年間50頭を見込む。
(タヌキ)	・農業従事者等からの被害報告の状況を鑑み、年間30頭を見込む。
(ヒヨドリ、カラス、ドバト)	・過去の捕獲実績と生息状況及び被害報告の状況を勘案した捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	800	800	800
ニホンジカ	200	200	200
アライグマ	100	100	100
タヌキ	30	30	30
アナグマ	50	50	50
カラス	50	50	50
ドバト	50	50	50
ヒヨドリ	100	100	100

捕獲等の取組内容
(イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ) 個体数調整及び被害状況に応じ、銃器・箱罠・くくり罠を用いて捕獲を行う。捕獲地域は中山間地域を基本とした市内全域とする。
(アライグマ) 特定外来生物法及び有害鳥獣捕獲許可に基づき適宜捕獲。捕獲地域は市内全域とする。
(ヒヨドリ、カラス、ドバト) 作物の収穫時期等必要に応じ、銃器の使用可能な状況において銃器を用いた捕獲を行う。捕獲地域は市内全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカの生息数が増加傾向にあるとともに、大型化がみられる。個体数調整のため捕獲効率を向上させることが期待できるライフル銃の使用が必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	電気柵 20 セット WM柵 20,000 m	電気柵 20 セット WM柵 20,000 m	電気柵 20 セット WM柵 20,000 m
ニホンジカ	WM柵 15,000 m	WM柵 15,000 m	WM柵 10,000 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵の管理は、筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会が各地区の管理運営協議会（農事実行組合）に委託。各地区では、定期的な点検、補修を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

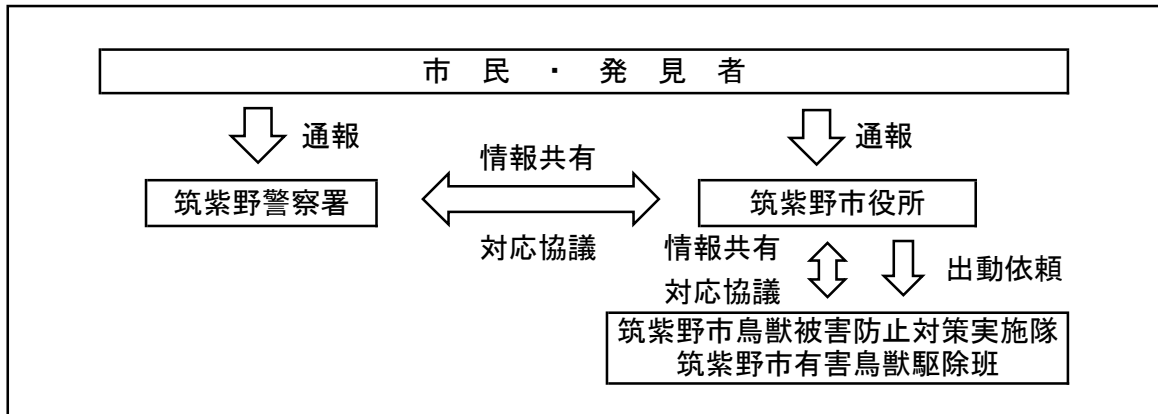
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度 令和 9 年度 令和 10 年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ タヌキ アナグマ カラス ドバト ヒヨドリ	緩衝帯の設置や放任果樹の除去等、集落に鳥獣を寄せ付けない環境整備についての周知。 防護柵の設置等の侵入防止対策の周知。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
筑紫野警察署	周知、住民の安全確保にかかる現場対応
筑紫野市役所	広報、周知、捕獲許可、緊急銃猟制度の運用
筑紫野市鳥獣被害対策実施隊	追い払い、捕獲、緊急銃猟捕獲
筑紫野市有害鳥獣駆除班	追い払い、捕獲、緊急銃猟捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、捕獲者自身による自己消費、埋却処分により適切に処理する。
 その他の小型獣、鳥類については、埋却または廃棄物として適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	本市には、処理加工施設や販売・流通体制が整備されておらず利用推進は困難である。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

①筑紫野・大野城地域鳥獣被害防止対策広域協議会

構成機関の名称	役割
筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携

②筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
市有害鳥獣駆除班	狩猟者、駆除班の立場から、事務局が企画内容を検討、助言を行い個体数調整を実施する。
農事実行組合地区代表	被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。
中山間地代表	中山間地域の被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。また、自衛防除を行う。
福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター	事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討を行う。
筑紫農業協同組合農業振興課	事務局に協力し企画立案、防除対策に取り組む。
筑紫野市環境経済部農政課	事務局として協議会を総括し、防除対策に取り組む。

③大野城市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
大野城市農事推進委員会	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○地元農業者との連絡調整 ○被害等の把握、情報提供 ○被害防止対策の実施
筑紫農業協同組合	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○被害等の把握、情報提供 ○農家への営農指導
大野城市有害鳥獣駆除員	○有害鳥獣捕獲の実施 ○効果的な捕獲方法等の指導
福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センター	○事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討
大野城市環境経済部	○関係機関との連携体制の構築（農政担当部局）
大野城市鳥獣対策担当課	○事務局として協議会活動の統括

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会の活動に対し、指導助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

筑紫野市鳥獣被害対策実施隊の設置 ・実施隊員は筑紫野市職員及び民間の有資格狩猟者より選出し構成する。 筑紫野市鳥獣被害対策実施隊の活動内容 ・被害防止計画の実施に取り組むため関係機関と連携を密にする。 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・侵入防止柵等の設置及び管理について集落的な取り組みを推進する。 ・地域による自衛捕獲の体制づくりを推進する。 ・追い払い等の啓発を行う。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害に係る情報を関係機関と共有し有効な取組を推進する。
